

Title	保護関税の効果
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.12 (1916. 12) ,p.1678(54)- 1700(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19161201-0054
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161201-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保護關稅の效果

氣賀勸重

内國産業の漸く發達して外國産業の競争の壓力を自覺し來るに従ひ、而して此競争に際し、國家的後援の效果の少なからざるを覺知すること愈々深きに従ひ、國家的保護を要求する企業家の聲の益々喧しきに至るは正に自然の勢なる可し。我國に於ける産業保護の議論の二十餘年以來益々廣く朝野各方面の人士の間に唱へらるゝに至れる敢て怪むに足らざる所といふ可く、而して此保護要求の聲が這次の歐洲大亂爆發以來殊に朝野に喧しきを致せる亦當然の成行といふ可し。蓋し歐洲の大戦に伴へる交通及び通商の障害と世界各地方間に起れる需要供給の關係の變動は我國に於ける幾多の産業を誘起し又は擴張せしめたるものあり而して此等新興の産業及び經營擴張を行へる産業は幸に戰時中其繁榮を喜ぶの望ありとは云へ、其技術及び經営能力は今尙ほ多く戰前の歐洲同業者に及ばざるの觀あり。加ふるに歐洲の企業家が戰時の創痍恢復の爲め平和恢復と共に海外市場に向つて突進的に競争し来る其勢の頗る畏る可きものなきやを思はしむるものあり。朝野憂世の士の相率ひて我經濟界の將來を憂ひ我國産業の發達に苦心して國家的保護の必要を叫ぶ真に其故なきに非ざるなり。

然り而して内國産業の發達冀進を目的とする國家的保護の手段は補助金獎勵金、金融其他各種の便宜等種々ありと雖も、就中外國産業の競争に對する内國産業保護の手段として由來尤も重きを爲せるものは保護關稅なる可し。蓋し補助金其他各種の直接の國家的保護は限ある。國家財政の力を以てしては到底廣く普く之を多數の産業に及ぼし得可きものに非ず、且つ發達冀進の其效果も亦多くは頗る疑はしきものあるも、獨り關稅に至りては直接に國家財政に負擔を及ぼすことなく、寧ろ其收入を増加して其效果亦顯著に且つ廣く之を各種の産業に及ぼすを得可きものあればなり。然れば國家的保護熱の流行と共に新舊各種の産業にして多

少、外國の競争を感じるものゝ迭に立ちて保護關稅を要求し、當路者亦多く好んで之に聽從せんとするのみならず、時に自ら進んで之を與へんとするの傾を生ずるは自然の成行にして、實際上亦屢々現はれたるの事實なり。惟ふに我國關稅制度の如き各國に對する通商條約上の協定の之を制限するなかりせば其保護的色彩は更に一層濃厚なるものある可く、所謂る各種産業均等保護の要求は遺憾なく實現せらるゝに至りしなる可し。

由來、我國に於ける識者實際家、殊に直接に産業經營に任する企業家多數の國家的保護、就中保護關稅に對する崇拜は頗る甚だしきものあり。而して此崇拜熱は歐洲戰亂に依りて誘發されたる國家の經濟的獨立に對する強烈なる希望に煽搖されて今や益々其高度を加へ來り、次期の條約改訂期に對する保護擴張の要求、日に益々高まらんとするの状なきとす可き要求なれども、國民經濟全般の見地よりして此等の要求が果して至當視す可きものなるや否やは頗る疑なきに非ず。殊に識者及び當路者が國家的見地より一々之が利害を精査することなく漫然其要求に賛同する

が如きは果して其保護關稅の眞の効果を知了せざるなきかの疑なきを得ざるなり。

二

元來保護關稅は内國市場に侵入し来る外國商品の價格を騰貴せしめて以て内國に於ける同種商品の生産者に便せんとするものに外ならず。従つて其性質より觀れば關稅賦課額丈け其商品の價格を騰貴せしめて初て其目的は完全に達せられたるものといふ可く、而して苟も其輸入の繼續して行はるゝ以上、此騰貴は理論上亦當然發生す可き次第なれども、併し實際の事情を綜合すれば、其騰貴が果して關稅賦課額と等しき程度に達す可きや否やは頗る疑問たらざるを得ず。蓋し此騰貴の程度如何は一は内國生産業者の供給能力如何に依り又一には外國の輸出工業の生産費及び輸出能力の如何に依りて多少制限せらるゝを免れざればなり。

然りと雖も苟も輸入の行はるゝ限り輸入關稅が其商品の内國市價を多少、騰貴せしむるは疑もなき事實にして、關稅率の愈々高きに従ひ其騰貴の率も亦自ら益々高かる可きは争ふ可らざる所たるなり。従つて此騰貴に依り内國の生産者は此に

其利潤即ち生産原費と市價との差額とを其騰貴額丈け大ならしむるを得可く、而して此利潤の増加は既存の生産業者を鼓舞振作せしむ可く。新企業を誘致奨励するものある可く、内國に於ける當該産業の勃興發達此に實現するに至る可し。此發達こそ正に保護關稅の目的なれども、此目的を達せんが爲に必要な價格騰貴の程度は商品の種類に依りて各同じからず。内外生産條件の相違並に運賃關係の如何に依りては頗る高度の騰貴を必要とするもの少からず。従つて此騰貴を惹起せんが爲に要する關稅は保護關稅としては頗る低度の關稅と見做され、三割五割七割といふが如きは寧ろ普通に見る所にして甚だしきは原價の十數割に達するものすら少なからざるの有様なり。

然り而して此等の關稅が内國の市價を昂騰せしむること愈々多きに従ひ其被保護者たる内國生産業者を利すること益々多かる可きは蓋し當然の次第なれども、併し被保護者の享受する實際の利益は此種保護の普く一般産業に及ぶに従ひ益々減少せらるゝの實なきを得ず。例令ば假りに綿織物百斤に對し金五十圓の保護關稅

を課したりとするも、若し他の一方に於て綿絲百斤に對し等しく金三十圓の關稅を課し綿糸爲に相當の騰貴を致したりとせば、織物業者の受くる保護は事實上金二十圓に過ぎざる可く、更に其一方に於て棉花栽培者保護の爲に棉花百斤に付金十五圓の關稅を課したりとせば、紡績業者の受くる關稅保護の恩恵も亦百斤に付金三十圓に非ずして事實金十五圓に過ぎざる可きが如し。其他機械製造業保護の爲に織布紡績等の機械價格騰貴し、建築材料生産保護の爲に工場建築の經費増加し農業保護關稅の爲に穀價騰貴し勞銀亦從つて騰貴したるの實あるに於ては如上の織布業者紡績業者の享くる保護の實際の利益は更に其大部分を沒却せらるゝを免れざる可し。是に於てか動もすれば一産業の保護は更に他の關係産業の保護を誘起し、其保護は更に他の關係産業の保護を誘發して所謂る一波萬波を生じ、保護の波及停止する所を知らざらんとするの傾を生ずると同時に、其保護の波及は當初保護せんとしたる其保護の實效果を没却して更に其保護の程度を高めしめんとし、其保護の増加は又他の保護增加を誘導し滔々相率ひて保護增進の勢極まる所なきの傾向を生ずることなきに非す。而かも其效果は動もすれば互に相殺して

結局全く保護なきと同一の効果に歸すること少なからず。世間の關稅保護を主張するの士果して悉く此事實に想到せりや否や。

要するに保護關稅は或は從來の價格を引上げ或は其下落の傾向を妨害して、結局價格騰貴の結果を生ずること勿論なりと雖も、其騰貴が實際に内國產業發達促進の實效を擧ぐるは其保護が特定の產業に限られ其價格騰貴より生ずる利潤が實際に當該特定產業の經營者の掌裡に歸するの場合に限れり。之に反して其保護の愈廣く諸產業に波及し、其利潤益廣く各方面の產業從事者に分配さるゝに従ひ一般物價の騰貴は一般生產費の增加と平行じて、外國の競爭に對する内國諸產業の對抗能力は毫も強めらるゝことなく、餘す所は一般物價の騰貴と純乎たる消費者の困難のみに過ぎざる可し。是れ吾人が關稅崇拜者流に對して特に其注意を求めるとして第一の要點なり。

二

次に當局企業家の保護の要求を諒とし、之に對して所要の保護を附與せんことを主張する保護關稅の主張者に對して吾人の先づ問はんとする所は如何なる點

まで其保護を與へて満足せんとするやの一事なり。元來工業の保護又は農業の保護といひ更に詳細に亘りては穀作業者、甘蔗栽培業者、紡績業者、鐵工業者、若しくは製糖業者の保護と云ひ凡そ一部又は一種の產業に對して之を保護すといふと雖も、其の所謂る國家的保護を享くる產業は一人又は一定團體に依りて統一的に經營せらるゝものに非ず。大小無數の企業家に依り無數の經營の下に遂行せらるゝものにして、然かも之に從事せる企業家は常に一定せるものに非ず。其保護の目的も亦其附與せる利益に依りて益新なる企業家の之に從事する者増加し、新なる資本家の之に放資する者増加せんこと期するに外ならざるなり。然るに此等多數の企業家は何れも其商品生産に投せる生產原費を等ふせるものに非ず。各自可及的其生產費の低減に努むるは勿論なる可しと雖も、各種生產條件の相違は斯る結果を來たさずんば止まざるなり。例令ば昨年我農商務省の公表せる所に依れば我米穀の生產費は平均約十四圓なりといふと雖も、其最低及び最高の生產費は十圓以下より二十餘圓に達せりといひ、又壞國政府の調査に據れば同國に於ける小麥百斤の生產費は最高十八「クローネン」最低九「クローネン」の間に在り、銑鐵百斤の生產

原費は最高最低の間ニ「クローネン」半に達せりといふが如し。

理論上より觀れば、自由競争の現社會に於ては斯る相違は到底永く實在し得可きに非ず。比較的低廉の生産費にて生産し得る者は愈々益其事業を擴張して漸次生産費比較的高率なる同業者を驅逐す可く、其局市價は益々最低生産費に近づきて互に相並立せる各企業の生産費は何れも市價と略相等しきに至る可き筈なれども、社會實際の事實は即ち然らず。生産費の最低なる經營のみを以てしては到底社會の全需要を充たすを得ずして、比較的高價の生産費を要する多數の經營は其原費低廉なる經營と共に並存するの常なり。蓋し生産費最低の經營も益之を擴張せんとする時は或は其原料を比較的高價に買入れざるを得ざることあり、或は販路擴張の結果として運送販賣の經費増加することあり、或は資本の醸集容易ならざることあり、或は適當の訓練を経たる事務員技術員又は支配人を得るに困難なることあり、將た或は充分の勞働者を得難きことある等、種々なる障害に遭遇して終に當初の如き低廉の生産費を以てしては充分に其擴張を實行するを得ざるの常なればなり。

然れば現社會に於ては、殆ど何れの產業に在りても、其生産物の市價は一定の時に於て殆ど一定せると同時に、其生産に從事せる各企業家の生産原費は千萬差別それゝに相違せるを常とし、一方には其當時の市價の下に於て大に利潤を擧げつゝあると同時に、其一方には辛ふじて其生産費を回収しつゝ僅に其存立を繼續し得る所謂る限界的生産者もあれば、又其傍には其賣上價格は以て生産費を償ふに足らず到底永く競爭場裡に存續するの望なき企業家もあるなり。故に若し保護關稅の實施に依り内國の市價に一定の騰貴を來たしたりとせば現に利潤を擧げつゝありし企業家並に殆ど利潤なきも漸く其存立を繼續しつゝありし企業家は其騰貴せる價格丈け利潤を増加し得可きは勿論、既往に於て損失を免れざりし經營者も其損失額の此騰貴額以下なりし者は此に其損失を免れ多少の利潤を擧ぐるを得可く、所謂る國家的保護の功德は縱令ひ多少の差等あるにせよ、沿く此等企業家の全般に及ぶに至る可しと雖も併し社會には此騰貴せる價格以上更に幾分の騰貴を見るに非ざれば尙ほ損失を免れざるの企業家又は企業を起さんとする尙ほ之を起すを得ざる企業希望者の其傍に存在するは争ふ可らず。今若し此等の

劣弱なる企業家及び企業希望者をも保護せんとして更に關稅率を高めたりとせんか、更に其以上に劣弱なる企業家の新に保護を希望するもの新に現はれ来る可きや必せり。果して然りとせば保護關稅の率は愈々高く、市價は益々騰貴して然かも保護の要求は遂に終結することなる可し。是に於てか關稅の保護を實施せんとするに際しては先づ豫め如何なる程度の生産費を要する企業家まで保護す可きか、換言すれば所謂る限界的生産者の範圍を如何なる程度まで低下せしめんとするかを決定せざる可らず。保護關稅の利益と弊害の比較權衡は此程度の限定如何に依りて相違を生ず可く、保護に對する贊否の意見亦之に依りて決せらる可きなり。之を是れ究めずして漫然保護の美名に眩惑せられ、保護關稅といへば直に一般に之に贊同するが如きは識者の取らざる所なり。

四

更に外國の競爭者即ち輸入品の生産者に就て之を觀るも、此關稅の實際の影響は頗る慎重の注意を以て之を批判せざる可らざるものあり。蓋し外國の生産者間に於ても各員の生産費に高低種々の等差あるは内國に於けると異なる所なく、生

・ 產費割合に高き者と共に非常に低き生産費にて產出し得る者も少なからざるなり。故に若し我國に於て一定の保護關稅を課したりとせば、其企業家中には我内地の市場に於て内地に於ける同業者と競爭するを得ざる者少なからざる可しと雖も、其一方には當該關稅を負擔を負ひつゝ然かも尙ほ我が内國の同業者と内國競爭場裡に角逐し得るの能力ある者亦決して少なからざる可し。此等外國の競爭者は若し其全生産額を各自國に於て從來と殆ど同價に販賣し得るか若しくは他國に充分有利なる販路を發見し得るに於ては敢て特に從來よりも價格を引下げて我内地に輸入を試むるが如きことなかる可く、我内地に輸入せらるゝ其商品は何れも從來の價格に關稅を加算したる價格と爲りて、内國の市價は此に其關稅額丈け騰貴するの結果を見る可しと雖も、之に反して外國の生産業者が我内地に販路を失へる其商品の販路を自國又は他國に求むるを得ず、我内地に對する輸出困難と爲れるが爲に自國に於ける其供給增加し其市價爲に下落するに至れりとせば、其生産者中には市價の下落に堪えずして生産の縮少又は廢止を爲す者多少發生す可しと雖も、其一方には此低廉の市價をも意させず益々盛に其生産に從事し其

低き價格にて我内地に輸入せんとする者を生ず可し。外國競争者中の此生産能力優秀なる者換言すれば生産費の低廉なる者愈々多きに従ひ、價格を引下げて我内地市場に競争せんとする者は益々多かる可く、若し此徒の生産擴張の能力愈々大なりとせば保護關稅の牆壁を突破して或内地に侵入し来る其商品は愈々多きを加ふ可し。而して我内地市場に於ける其商品の價格騰貴の程度は此外國輸入者の原價引下額丈け關稅率よりも低かる可く、内國生産業者が對外競争上國家より享受する其保護の效果は其程度に於て實際に減殺せらるゝを免れざる可し。

由是觀之、關稅的保護の内國産業促進に及ぼす其效果如何は單に關稅率の高低如何を以て之を判断す可らず。外國に於ける競争者の競争能力の強弱如何に依り同一の關稅も其效果に於て多大の相違を示すものなり。比較的高率の保護關稅も外國競争者の生産能力强大なるに於ては遂に内國産業の翼進又は誘起の上に見る可きの效果なく、其結果は殆ど單純なる財政的關稅たるに終ることなきに非ず。而して外國の此競争能力は其生産業者相結びて企業聯合又は企業合同を組織し、其團體の力に依り一方に其國內の市價を高きに維持しつゝ其利益に依りて他國上廉賣し以て他國の同業者と激烈なる競争を試みんとする所謂「ダンピング」の場合に於て頗る恐る可きものあり。スタンダード石油合同が嘗て錫蘭に於て競争の爲に殆ど其運送實費にも充たざる價格を以て其生産品を廉賣せしが如き事實に顧れば、有力なる外國競争者の盡力は少なくとも一時の間全く關稅的保護の效果を皆無に歸せしむることなきに非るなり。徒に關稅的保護の效果を過信し、外國競争者の競争能力、殊に其具有せる有利なる生産條件を顧みずして漫然此保護を要求し若しくは之を與へんとする者あらば、其實施の曉に於て時に意外の失望に陥ることなきを保せざる可し。

五

されば如何に競争能力優秀なる生産業者と雖も、其能力には自ら限度あり。如何に在外市場の掠取に熱心なる企業聯合又は企業合同と雖も、永く其生産費以下の價格にて繼續的に其商品を外國の消費者に供給するものに非ず。故に國家に於て極度に其保護關稅率を引上げ、國內の最劣弱なる生産業者も尙ほ能く外國の最優秀なる同業者と競争し得るの程度に其生産物の内國市價を引上るに於ては保護

の目的は之を達し得ざるに非ず。輸入禁止稅に等しき高率の關稅を課するに於ては加奈太に養蠶業を發生せしめ、日本内地に「バナ」、「バイナップル」の產出を促すとも理論上不可能事に非ざる可し。然りと雖も斯る高率の關稅に伴へる市價の騰貴の甚だしく、而して其市價騰貴の利益を受くる者は一部少數の生産業者に過ぎざるに、其騰貴の爲に負擔を加ふる者は社會全般の其購買者消費者なるを思へば、如何なる國家と雖も無差別的に其保護關稅を極度に引上ぐるが如きは決して爲し得る所に非ざる可し。

由來保護關稅は當該商品の購買者消費者全般の失費を以て其商品生産者の利益を加へ、其發達の利益を購はんとするものなり。關稅の爲に生せる價格騰貴の影響は國內に於ける該商品の購買者全般に均一に蒙るの不利益にして、之が爲に生ずる生産業者の利潤は單に其商品の一部分の提供者たる内地生産業者の受くる利益と共に伴へる内國生産業發達の利益なり。彼の不利益を以て此利益を買ふものなる以上、國民經濟全般の上より觀れば此の利益と彼の不利益とは須らく之を比較して其輕重を判断す可く、而して利益少なくして不利益割合に大なるものは之を捨つ可く、不利益の割合に利益の大なるものに限りて之を採用す可きなり。此見地よりすれば僅少の市價引上に依り多大の生産發達を促し得可き場合には其保護關稅は一國經濟の爲に有利なるものといふ可く、之に反して價格騰貴の割合に生産促進の効果愈々少なき時は其保護關稅は效益愈々少なきものといふ可く、其效益愈々減少するに従ひ遂には國民經濟上不利益なるものと化するに至る可し。此見地こそ正に保護關稅の取捨を決するに際して取る可き唯一の見地なるに、然るに世上の保護主義者は動もすれば此見地を忘却して單に生産業者の享くる利益のみに着眼し、消費者の蒙る不利益は兎角之を等閑視するの風あり。單に消費者の利益をのみ見て内國生産業者の立脚點を顧慮せざる極端なる自由貿易主義者と等しく共に中正の見といふを得ざるなり。

唯、消費者の數は一般に基だ多きの常なるが故に、其利益は學者政治家等一般の利益に注意する者の着眼する所と爲るの風ありと雖も、各消費者が一定の貨物に費す其消費額は如何なる貨物に在りても通例其全生活費の一小部分に過ぎず。從つて其價格の騰貴に對する利害の感覺も割合に痛切ならざるものなり。世人の物

價騰貴を嘗つや其聲は廣く一般に聞くことありと雖も、各個人の之を感じする其苦痛の強度は生産物價格の下落に對し其生産業者が一身一家の興亡の依りて懸る所として痛切に感ずる其感情と日を同ふして語るを得ず。是に於てか保護關稅に對して一般消費者の訴ふる其苦痛の聲は動もすれば一部生産業者の其全力を注ぎて絶叫する保護切望の聲に遮られて微々聞へざるに至るの傾なきに非す。加ふるに消費者の地位職業種々雜多にして各方面に散在し、相結んで其苦痛を訴ふるに不便なるの事情は益々其聲を微ならしむるの憾あるに、然るに生産業者の其數少なく地位境遇亦相等しきの事實は相結んで天下に其苦痛と希望とを大聲疾呼するに便ならしむるものあり。此等の事情は輓近經濟政策の立案に際し直接の關係ある當業者の意向を諮詢審査する各國當路者一般の風潮と相待ち、關稅政策の立案に際して動もすれば消費者の利益を閑却せんとするの傾なきに非す。社會各階級の利害競争上免る可らざるの成行なりとはいへ、社會全般より觀れば消費者の範圍は廣く其數は多し。其各一個人の利害は小なりとはいへ、之を合すれば頗る大なり。識者當路者の充分に注意せざる可らざる所たるなり。保護關稅より生ずる

其不利益は慎重に之を斟酌して其取捨を決せざる可らず。是れ吾人の保護關稅崇拜者に對して其注意を促さんとする第五の要點なり。

六

保護關稅の實施に當りては被保護生産業者並に其生産物を購買する加工業者及び消費者の利益と損失とを比較計量して之を取捨せざる可らざること前述の如しと雖も併し保護關稅の此等兩方面に及ぼす效果如何を正確に検査し、又は豫測するに必要なる的確なる標準は吾人未だ之を審にするを得ず。唯、大體の事實より推斷して、此種關稅の影響は單に内國又は外國にのみ限らるゝものに非す。其效果は縱令ひ多少の相違こそあれ内外國双方の間に分配せらるゝものなるを見るのみ。蓋し普通の場合に於ては外國にも生産條件比較的不利益なる地位に立ち競争場裡に僅に其存立を維持し得るが如き劣弱の生産經營者亦多少存在す可きが故に、此等の生産者に取りては保護關稅の實施は内國に對する其輸入を不可能ならしむるに至らざるを得ざる可く、然かも此輸入の減退は自ら其外國に於ける當該商品の増加を致して此に爲に多少の價格下落を致さしむるを免れざる可く、而

して外國の此價格下落は多少内國に對する其輸入を容易ならしめて此に内國に於ける其市價の騰貴をば關稅の全額よりも幾分か少なからしむこと前述の如くなるに至る可ければなり。然れば保護關稅の直接の結果に關して吾人は大略左の如く斷言するを得可し。曰く保護關稅を實施せる邦國に於ける被保護商品の市價は自由貿易の行はるゝ場合よりも常に高きを常とすれども、其高き程度が關稅賦課額と同率に達する場合は極めて稀なりと。

然り而して此市價昂騰の程度の大小如何は當該品の内國及び外國に於ける生産量の多少如何並に其輸出入數量の割合如何に依りて大に左右せらるゝの實あり。蓋し内國に於ける生産量少なく其消費額の大部分を外國に仰ぎつゝあるが如き場合に於ては關稅の賦課又は引上は殆ど其賦課率に近き市價の昂騰を喚起す可く、内國の生産割合に多量にして輸入は僅に總需要額の一小部分に過ぎざるが如き場合には關稅賦課の影響は割合に少なく爲に生せる僅少の騰貴は消費の節減輸入の減退を促して高き關稅率に接近するが如き甚だしき騰貴を生ぜざらしむ可く、之と同時に外國の生産多量にして然かも其大部分を内國に輸入しつゝあ

りし場合には關稅の牆壁を突破しても尙ほ輸入を試みんとする優秀の企業家も自ら多く、輸入價格爲に遞減して關稅に基く價格の騰貴割合に甚だしからざる可きも、之と反対の場合には關稅賦課の價格に及ぼす影響亦割合に多大なる可きなり。

七

由來關稅的保護の方針及び程度如何は當該國に於ける歴史的發達の結果たる當時の經濟狀態に依りて決せらるゝものにして依て以て保護せんとする其主眼は歴史上發達し來れる既存の産業を維持又は促進するに在るか若しくは其發達可能なりと認めたる産業を鼓舞獎勵せんとするに外ならず。而して此保護促進の目的を達せんが爲には保護關稅制度は何れも保護を加へて其存續又は發達を促す可き産業の種類及び範圍と其保護に依り之が存立を維持す可き一定の最低生產能力の生産者換言すれば一定の限界的生産者の限度を認定し此範圍内に於て此限度以上に低き生産費を以て生産し得る者を保護すると共に、更に一層高き生産費を要する劣等の生産者は之を保護の範圍外に置くの常なり。此保護の範圍及

び限度の撰定如何は啻に當該産業の從業者に取りて至大の關係あるのみならず、消費者の蒙る利害の多少且つは又當該産業發達翼進の效果の大小の依つて岐る所にして、關稅政策の實行上至大的注意を要する點なれども併し其撰定は何等の一一定せる準據す可き標準あるに非ず單に立法當局者の常識的認定の之を定むるあるのみ。

然れば此撰定には各國各方面の當局者共に至大の注意を拂ふの常にして、其決定の爲には生産當業者の團體、商業會議所、農會等各方面の意見を諮詢するに寄らざるは勿論、多くの場合に於ては之が審査の爲に特別の調查委員會をも設定して詳細の調査を行ひ、只管撰擇の公平を誤らざらんことを勉むるの風あり。眞に適宜の處置たるを失はずと雖も、斯く衆議を綜合するの結果は動もすれば其撰定が各種利益の勢力關係權力關係に依りて決せらるゝに至るの懸念なきに非ず。保護せらるゝ各種各產業の利益中に相互衝突するものも少からず、従つて各利益互に自家の主張を貫徹せんと競争するの結果は權勢ある者の利益自ら重んせられて、保護の範圍の撰定は之が爲に生じ得可き産業發達の利益如何といふ客觀的見地

よりも寧ろ政治上經濟上有力なる企業家の利益保護といふ權勢擁護の具となるの危險なきを得ざるなり。然れば高率の保護關稅制度に在りては縱令ひ精細なる調査に依り其稅率を精細に規定して只管公平を期すと雖も、常に其間に多少の不公平と權勢擁護に陥るの危険あるを免れず。資本蒐集の便宜、労働者雇傭上の便否、原料の購入、運賃の關係、經營の組織等各種の生產條件は各產業各企業の間それゝに相違して、然かも其變動亦常ならざるものあり。加ふるに租稅の負擔、社會政策上の義務等又それゝに相違し、是と共に變動するの實あるを以てす。此間に處し幾百千種の各種產業に就き、保護關稅の效果如何を詳細に公平に判定して誤らざるを期せんとす。常に正鶴を得る能はざるは人智の弱點蓋し免る可らざる所なる可し。單に一定産業又は一定企業家の利益の爲に其撰定を左右せらるゝが如きは勉めて之を避けざる可らざるなり。

思ふて此に至り吾人は此撰定上特に消費者の利益を再思三考斟酌するの必要

を再言せざるを得ず。吾人は敢て消費者の利益をのみ見て生産者の利益を輕視する極端なる自由貿易論者に非ずと雖も併し前々節所述の如き消費者に特有なる事情は此撰定の調査審議に際し、熱心なる各生産者の主張の前に其要求と主張の存在を忘却せらるゝに至らしむるの危險なきに非ず。教授ジエヌクス氏が「トラスト」の利害研究に際し世人の兎角一般消費者の利益を閑却せるを評して、消費者をば所謂る忘却されたる人 (Forgotten men) と稱したる其評言は保護關稅の場合に於ても又適切の評言たること少なからず。然かも斯の如く社會多數の人を忘却することは自家の利害に熱中して他を顧る暇なき被保護生産業者は兎に角、自ら公平の批判者を以て任する當路者初め世間の識者批評論家の爲す可き所に非ざる可し。關稅を手段とする内國産業の保護、之を唱へ之を評するは易く、適切に之を行ひ之を利用するは頗る難し。今や産業保護の聲益々高からんとするに當り一言其效果を述べて其主張者の注意を促すこと斯の如し。

天保人別改令（下）

幸 田 成 友

老中水野越前守は百姓退轉農村荒廢と都市人口の集中とを憂慮し、天保九年閏四月を以て、之が救濟策を諮詢したりしが、郡代代官等が諮詢に應じて答書を上れると同じく、江戸北町奉行大草安房守高好も亦答書を上れり。是等の答書中郡代代官の分は悉皆現存せるに拘らず、安房守の分は今之を見るを得ざるを以て、其内容は勿論提出の時期すら明かならず。然れども郡代代官の答書中、提出の期最も遅きは天保十年十月にして、安房守の解任は翌十一年正月なれば、答書の出揃ひたる時期は太略想像せられざるにあらざるなり。

安房守の答書は恐らくは南町奉行筒井伊賀守政憲と連名にて提出せられしなるべし。起案者より同僚に紹介し、其承諾を得て上局に提出すること、當時の慣例な